823
34

毎日記

元文四年
八月より九月まで

220

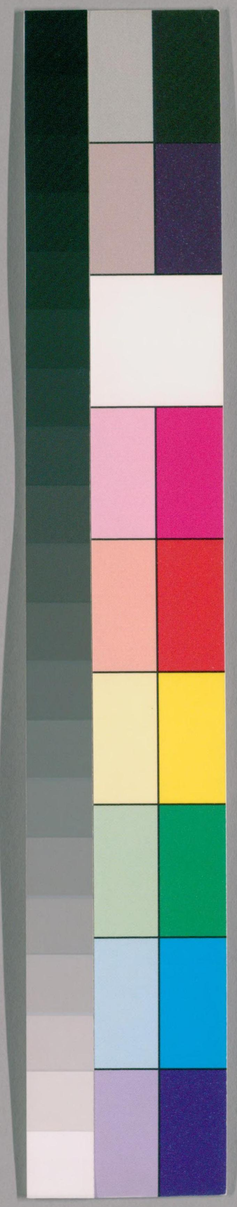

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

元文四己未年
共拾壹冊
卷拾壹番
毎日記 三
館守
自八月至九月
俵主膳

823
439
34

32.10.15

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

毎日記　目録

外務省引継本

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

八月四日晴天

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

八月五日 晴天

〃 雲ノ人 萬世丸 樺屋貞卯

〃 雲ノ人 松ノ濃ノ 今朝 [illegible]

以 [illegible] 乗同

〃 萬松 [illegible] 文 [illegible] 宴 [illegible] 源八

[illegible]

〃 清 [illegible] 富 [illegible] 正 [illegible]

[illegible]

〃 夜 [illegible] 清 [illegible]

〃 清 [illegible] 清 [illegible] 年

〃 火 [illegible] 今 [illegible] 年 [illegible]

八月六日 晴天

〃 雲ノ人 寶力丸 樺屋貞卯

〃 雲ノ人 松ノ濃ノ 今朝 [illegible]

〃 清 [illegible] 清 [illegible]

〃 [illegible] 清 [illegible]

[illegible]

〃 屋人 [illegible]

[illegible]

〃 裁判極[illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

八月十一日 晴天

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 夜回雲風帝ニ在ル[illegible]
〃 [illegible]
〃 大[illegible]

八月十二日 晴天

〃 [illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]

〃 右ニ付[illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
右ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]

〃 祐山源之丞殿花世之高[illegible]

一新東来府使前修撰宮朴師昌

己未八月十三日

能守尊公

[illegible]

〃 夜回小鳴大[illegible]

〃 [illegible]

火番[illegible]

八月十四日[illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

業月

〃 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

小五年事ニ成ル

〃 [illegible]八ヶ月[illegible]風[illegible]

以[illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 大[illegible]

八月十七日 陰天

〃 [illegible]

〃 [illegible]八ヶ月[illegible]

中[illegible]

〃 [illegible]

[illegible]

[illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 大[illegible] 小田[illegible]

八月十八日 晴天

〃 演ゟ最清美雁反夜平
〃 火ノ番服部主ニ太郎

八月廿日雨天

〃 無りん最合丸梶反太平和
〃 吉還史四百年田業太郎対之中東ニ分ニ日
御妾言ニ社ニ相懇以付妾言帰ニ所実清厳格平
相勢以所相使ん
〃 右ニ付大庭目都清僕目小清大師義相安ニ
清ニ具候ん所以厳格平小目付行ニ

二十歳以所ニ社ニ相使
〃 七月御書妾言帰ニ相謙以ニ幸ん儀ニ又師ニ此ニ
ニ社ニ相使
〃 妾ニ行ニ右ニ帰ニ相謙以ニ小海ニ上ニ社ニ相使ん
御母御中ニ此ニ事ニ相使ん
〃 今日妾得ニ相相母御婦ニ来ニ荒田稔師清
後ニ郎ニ江戸今ニ七ニ相附ニ此ニ御ニ付ニ後ニ寓ニ而以ニ
無所ニ仰生ニ以ニ新東業ニ来ニ清攻ニ所統ニ掛ニ
兼礼ニ後ニ古東平ニ相扱ニ謙ニ依ニ以ニ所ニ迎ニ之ニ如ニ
以ニ月ニ来ニ之ニ廿七日妾ニ月兼礼ニ相懇ニ下ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 宮田丸明日前段ニ於テ付ル所ニ出ル所也

〃 夜見山清大師并清瀬丸源八

〃 清春清瀬奥縁右衛門

〃 大夫 金子縁平次

八月廿二日 陸天

〃 雲ノ人高会丸也 [illegible]

〃 宮田丸ニ今日前段ニ於テ縁明日仕出ル所

雲ノ人ニ於テ也

〃 里服ニ付高屋門明実清瀬奥縁右衛門ニ於テ

於也ん

〃 調度縁宮前大丘ニ於テ縁リ上ル所相付無相屋ニ

二ツ戦ニ付明日見中上ル所也 [illegible]

〃 古鉄明親山田宮右衛門 山清大師并明清瀬

清兼ノ夜前平ニ於テ戦ニ所ニ於テ於也

〃 [illegible] 清宮前清横目橋本平明日仕出

宮田丸使明日中海所者ニ於テ明日代官方ニ於テ

〃 夜見山清縁右衛門并清田宮縁右衛門

〃 [illegible] 清横目方家ニ於テ

〃 大春清和尚清右衛門

一日晴雨の間老夫婦伝説の方へ申候

右に付御教人へ云々此儀也

龍雲二枝に雲路体御家付と同太郎傳二郎

明日御帆申付ひ候御伝説方へ申候老夫婦

之御雲之意ニ家ノ後御横目御之意ニ家ノ後

ニ申候ハ御申候

雲風市右衛門龍雲二家後家に右南り作候

之御事也

夜廻夜相変太郎兼清羅貞助

清蔵清蔵鶴鶴

火番如網洋助

八月廿四日晴天

雲ノ人第世九握夜貞助

龍雲或枝に雲ノ人ニ同太郎傳二郎ニ申候

市帆ニ中付合遊ニ案内

今日古館御教小清夫助夜相変太郎兼組

ニ御事人ニ此儀ニ候ニ候也

小清夫助龍雲二家ノ後家に右南り合ニ候也

夜廻太田御左衛門并清厳拾年

〃 清書 御物首清右衛門
〃 火番 大田常太郎

八月廿六日晴天

〃 垂髪合丸太郎
〃 飛雲之間太郎傳之二郎
仕以之遂之事用
〃 古殿御殿石門柳右衛門 廣林右衛門 廣瀬右衛門
清水鶴竜 清太郎 小月分松之東ノ丈 鐵山所文
右衛門

〃 別清月分家 萬清周 七日中山分松 鐵之山右
二代宮 辨右衛門 名手関ル
〃 右松大小七本 鐵之山右 清水首 清太郎
〃 京廻和藏之山八并 御物首 清太郎
〃 濱本 清 廣 松平
〃 火番 極日太郎

八月廿七日晴天

〃 和見 萬世丸 桂反 吉田
〃 飛雲之間太郎傳之二郎 仕 鐵 山帆

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

九月二日晴天

〃 雲りん 春合丸 大三本

〃 清和丸 今日照来結 [illegible]

〃 夜廻 山黒 [illegible] 茶 清脱 [illegible]

〃 清[illegible] 清[illegible] 清[illegible]

〃 大[illegible] 清[illegible]

九月三日晴天

〃 雲りん 第世丸 [illegible]

〃 [illegible]

以[illegible] 清[illegible] 第[illegible] 清[illegible]

作[illegible] 東[illegible]

[illegible] 東[illegible]

大[illegible] 西[illegible]

[illegible]

[illegible]

〃 [illegible]

[illegible]

中[illegible] 大[illegible]

[illegible]

少幾ニ御規ニ無ニ落力ニ而ニ御本ニ御仕様ニ御ニ
妻帰ニ而ニ御ニ御規ニ御ニ有ニ御ニ
ニ者ニ御ニ御下ニ仕ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
御ニ御ニ御規ニ人ニ合ニ御ニ御ニ御ニ又御ニ月ニ御ニ人
ニ御ニ御ニ人ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
ニ御ニ御ニ御ニ御ニ遣ニ

〃 右ニ付妻帰ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
〃 夜ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
〃 御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
〃 大書 小田氏ニ御

九月四日御天

〃 雲ニ御ニ 寅合丸梶ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
〃 今日御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
帽子ニ着ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
大庭ニ御ニ御ニ御ニ御書籍中ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
ニ人ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ
門ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ御ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

[illegible]

九月八日 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九月九日 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

御本中遣ハ美世丸 那政保傳恵之来ヒラリ世仕見
赤塚明日仕事ニ中ニ付ニ成ニ 雲ニ成ニ
夜廻加藤政保ニ為ニ 并清蔵奥様ニ為ニ
清書為吏清下ニ付清横目方宗旨帳ニ
火ノ番 極ニ申ニ為ニ

九月十二日 清天

雲ニ成ニ美好丸 梶原 傳ニ為ニ
御本中遣美世丸 雲ニ成ニ 保傳恵之来ヒラリ仕事
清政公ニ来ニ 秋山様之来ニ 外ニ 也

清御日様ハ御木清ニ清ニ為ニ 御本中遣ハ
清書秋山様之来ニ 御殿様ニ
夜見山黒ニ来ニ為ニ 美御殿奥様ニ為ニ
清書清御前清人ニ為ニ
火ノ番 古川出張之来

九月十三日 清天

雲ニ成ニ美会丸 太之来
御日仕事ニ御本中遣美世丸 那政保傳恵之来
今朝御殿出仕ニ 清ニ成ニ 秋山様之来 清御殿

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一流中血拾枚
一混竿烟筵拾本
右首譯口
右之通之處下以付清同流此方之本領交運蓋之
入拾本本領果之清代書方分本領本領之答無
之上以為ん
〃夜廻三本田給政所笑清當為花為
〃清本表清廣拾年
〃火番春日為伯

九月十四日 晴天
〃雲ろん第狀丸握夜給之所
〃飛雲之跡平ちの別以代書方清周之付明ろ後
中付以付清代書方中領
〃右之處清積目之後為清積目付之雅陽右為
清後交代中領並以如通之之雲結為歳ろ
来ろ之事詳清通之同後中人如之ろ假後
給付以為之知仕事之付此之長花雲後路面
御付之ろ以後之彰為之ろ以后無之之通ろ中領
給之路府之清積目之為之領之及之事以付之

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 大香中村ニ二郎

九月十七日 晴天

〃 二重ノ人壽会ヲ見ル 大三清

〃 七ノ夜ノ夜文人ノ段ニ後老ノ段七日常ニ出ル 百壽ヲ

読ル処ニ下ル名ニ付ニ夜文ニ行ル 遂ニ無ニ 二月ノ来ル

書ノ人ニ出ル 清月付ニ出ル 七日ニ来ル 清月ノ山ニ出ル

二本ニ出ル 清和ノ美清ノ奥義ノ人ニ出ル 下月付ニ行ル 三本ニ出ル

二月ノ来ル 付ニ 夜對面

〃 夜ニ見ル 秋ニ 清美清ノ月ニ出ル 清ノ人ニ出ル

〃 清ノ夜清ノ奥義ノ人ニ出ル

〃 大香清ノ日ニ出ル

九月十八日 晴天

〃 祝ノ人美妹ヲ推反傳ニ 御

〃 下ノ日ノ光ニ 重ニ 殺ル ノ人ニ 重ニ見ル ニ者ニ 蓮ニ 来ル 月

〃 難ノ清ノ花ニ 重ニ 殺ル ニ 帝ニ 花ニ 指ノ 後ノ 中ニ 中ノ 刻ニ 比ノ 殺ル

清ノ 後ノ 雪ニ 力ニ 南ノ 月ニ 後ニ 三ノ 黄ノ 目ニ 并ニ 荒ノ 洞ニ 千ノ 竹ニ 積ニ

積ノ 後ノ 代ノ 雪ニ 大ニ 下ニ 出ル

〃 雪ニ 千ノ 行ノ 祝ノ 清ノ 紀ノ 花ニ 雪ニ 殺ル 雪ニ 海ノ 宮ニ 久ノ 後ノ 目

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

山田家ニ在ル事ハ明日報知ニ當ル事ニ相當ニ在ル事ニ

夜廻扇様ニ在ル事ハ英清飛鳥原八

清水殿清水ニ月清ニ在ル事ハ

大ニ殿清水ニ月清ニ在ル事ハ

九月廿二日陰天

雲ニ人ニ会ル事ハ大ニ在ル

報知ニ在ル事ハ今日ニ報知ニ風ニ在ル風ニ在ル事ニ

仕合ニ遠ル事ハ月

兼飛竜磯明日竜ニ出ル事ハ此ニ出ル事ハ中ニ出ル事ハ付

例ニ在ル事ハ清積月ニ於ケル事ハ此ニ在ル事ハ

二月ニ出ル事ハ

中山見ニ出ル別業ニ在ル清飛鳥原八ニ在ル事ハ

扇様ニ在ル事ハ明日報知ニ當ル事ニ相當ニ在ル事ニ

夜見石田御ニ在ル事ハ并清英麗夜夜平

清水殿清水ニ在ル事ハ

大ニ殿小田ニ在ル事ハ

九月廿四日陰天

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 雲ノ人業村氏権反傳之介
〃 龍雲ニ於テ帝ニ御座ニ於テ中ニ御座ニ於テ御座ニ於テ栗田
〃 秋山ノ孫ニ来ル明日龍雲ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ
御座
〃 宿ニ和國正八年清和天皇
〃 清和天皇 清和天皇 源八
〃 大和天皇 小御洋所

九月廿六日 晴天

〃 雲ノ人業今日大和ニ来

〃 龍雲ニ於テ帝ニ御座ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ栗田
以外清和天皇 清和天皇 御座ニ於テ御座ニ於テ
〃 雲ノ人 秋山ノ孫ニ来ル御座ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ
以前ニ御座ニ於テ清和天皇ニ於テ御座ニ於テ
〃 送ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ
〃 裁判ニ於テ又大和ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ
〃 尾ニ於テ秋山ノ孫ニ来ル御座ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ
村継ニ於テ早ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ
継場ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ御座ニ於テ
中ニ於テ

〃 ○○○

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

九月廿七日晴天

〃 雲ろん寄合凡君之来

〃 夜澤[illegible]

〃 夜[illegible]

〃 [illegible]

〃 大[illegible]

九月廿八日晴天

〃 雲ろん[illegible]

〃 夜澤[illegible]

〃 [illegible]

〃 夜[illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 大[illegible]

九月廿九日晴天

〃 雲ろん寄合凡君之来

〃 上ノ[illegible]

〃 御[illegible]

〃 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

823
T 34

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

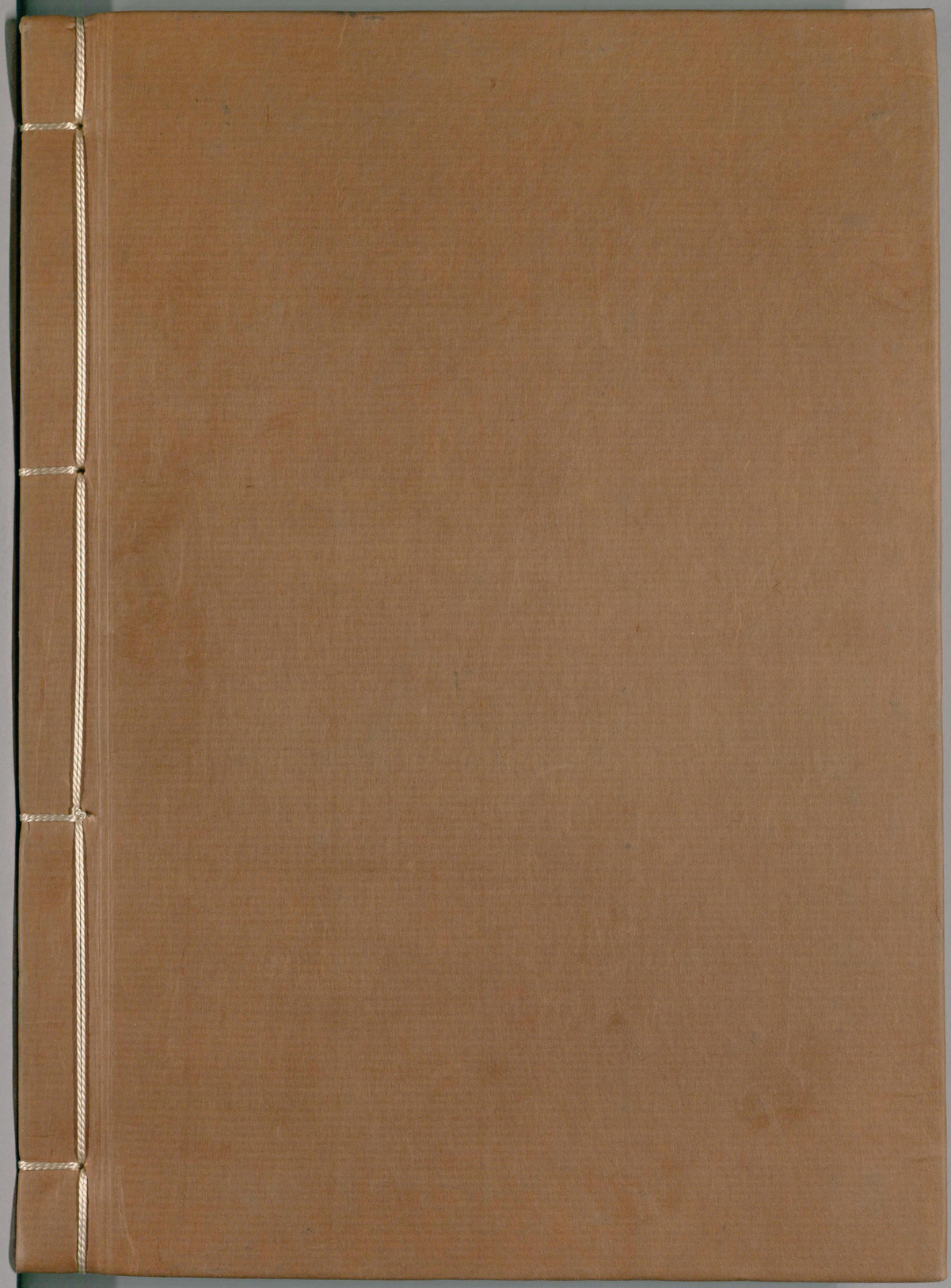

国立国会図書館　　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用